

(第3種郵便物認可)

札幌、大型M&A仲介

シアパマン 駒矢ビルを子会社化

買収総額10億円

札幌信用金庫は十五日、同信金主導による大型M&A(企業の合併・買収)仲介案件を初めてまとめ、不動産賃貸業・管理のアパマンショップネットワーク(東京)が、同業の駒矢ビル(札幌)を株式譲渡方式で完全子会社化する。両社は同日、全株式の譲渡契約を締結した。買収総額は約十億円で、信金がこの規模の大型M&Aをまとめたのは道内で初めて。

札幌信金の取引先であるマンション十二棟(二百七十三戸)を持つ。後継者難の悩みを抱えていた駒矢ビルは一九六五年設立で、札幌市内に賃貸マンション12棟(272戸)を所有していましたが、後継者問題を抱えていました。

株式会社 道央M&Aセンター 大型M&A仲介のお知らせ

道央マネジメントグループの株式会社道央M&Aセンターは、平成17年11月15日に大型M&A(企業の合併・買収)を仲介しました。その内容が北海道新聞に掲載されたので、ご紹介します。

札幌にある駒矢ビル株式会社(1965年設立)は、市内に賃貸マンション12棟(272戸)を所有していましたが、後継者問題を抱えていました。

株式会社道央M&AセンターはM&Aの仲介に取り組み、不動産賃貸・管理業大手の株式会社アパマンショップネットワーク(東京)が駒矢ビル株式会社を株式譲渡方式による完全子会社化という形で株式譲渡契約に合意させることに成功しました。

株式会社道央M&Aセンターでは、企業の合併に関する調査・企画・斡旋・仲介を行っており、後継者問題でお悩みの中小企業の社長様のご相談に応じていきます。

後継者問題・事業継承問題については、下記担当者までご相談下さい。

株式会社 道央M&Aセンター
TEL (011) 271-1419
FAX (011) 271-1429

税理士法人 道央会計事務所
TEL (011) 271-1417
FAX (011) 221-5948



同信金は札幌市中央区の本店隣に昨年十二月、資産運用、M&A、創業支援などの相談に対応する専門部署「かけはし」を開設。他社でM&A実務の経験を積んだ職員を置いていた。今回は支店の駒矢ビル担当者が経営者の悩みを聞き、引き継いだかけはしの職員が実務交渉に当たった。同信金は「かけはし開設の成果を示すことができた。現在も四社の案件に取り組みしており、今後取引先からの相談に積極的に対応していく」と話している。

月刊 グローバル

道央マネジメントグループ

編集発行/道央マネジメントグループ広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 パワーコンサル 〒060-0054 札幌市中央区南4条東4丁目2番地1道央会計ビル
株式会社 道央M&Aセンター 道央情報サービス協同組合
庵原宏章 行政書士事務所 (有)札幌ビジネスエージェンツ TEL(011)271-1417 FAX(011)221-5948

特集 新会社法解説 (最終回)

☆ 今回は、新会社法設立後の合名会社、合資会社、新設された合同会社について解説をします。

会社法設立後、合名会社・合資会社はどうなりますか?

合名会社と合資会社は、株式会社と同様、従来どおり設立、存続できます。

新設された合同会社とはどのような会社ですか?

合同会社とは、米国のLLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー:有限責任会社)の形態にならって導入された会社で、日本版LLCと呼ばれています。

◆ 特徴は次のとおりです。

- ① 有限責任制を採用
- ② 出資額にかかわらず柔軟に利益などを配分可能
- ③ 役員等の設置も不要
- ④ 社員(出資者)の氏名または名称、出資の価格が登記事項とされない
- ⑤ 会社の計算は株式会社と同じ

内部的には、取締役と監査役の設置が不要、利益配分を自由に決められることができる等、合名会社・合資会社と共通しています。

3つの会社の形態にはどのような相違がありますか?

社員(出資者)が会社債権者に対して、どのような責任を負うのかという点に相違があります。

《 今まで 》

(商法においてそれぞれ規定)

合名会社	(存続可) →
合資会社	(存続可) →

《 新会社法設立後 》

(持分会社として規定) 所有と経営の一致が原則	合名会社	合資会社	合同会社(新設)
全社員債権者に対する社員(出資者)の責任	全員が無限責任社員	無限責任社員と有限責任社員が混在	全員が有限責任社員

子供の看護休暇制度について

冬も本番となり、風邪の季節が到来しました。特に今年は鳥インフルエンザへの懸念もあり、予防接種を受けた方も多かったのではないかと思います。

冬季間は自分自身の健康管理もさることながら、パート勤務等の女性の方は子供が熱を出したなどの理由で、急なお休みを申請することが多くなる時期です。こうしたお休みに関して、昨年（平成17年）4月から「育児介護休業制度」が改正され、新設された「子供の看護休暇」についてご説明いたします。

子供の看護休暇制度とは、小学校就学前の子供を育てている労働者が、その子供が怪我や病気にかかって看病する際に、事業主に申し出ることにより、1年度（特に定めをしない場合には、毎年4月1日から翌年の3月31日まで）の中で5日を限度として取得することができる休暇制度です。

休暇の日数は子供の人数にかかわらず1年度に5日までとなります。

1. 負傷や疾病の種類

看護休暇は、介護休暇と違って、休暇が取得できる傷病の種類や程度に特段の制限はありません。風邪による発熱など、短期間で治るような病気であっても、労働者が必要であれば申し出ができます。一方これに対して、事業主は、子供が怪我や病気にかかった事実を証明する書類の提出を求められます。証明書類は必ずしも医師の診断書などでなくてもかまいません。

2. この制度が適用される労働者の範囲

次の労働者以外の労働者を対象としています。

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 労使協定を締結することにより取得できないこととした次の者
 - ・ 継続して雇用された期間が6カ月に満たない者
 - ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の者

※ したがって事業主は、例えば契約社員やパートタイム社員、あるいは配偶者が専業主婦であることを理由として休暇の取得を拒否できません。

3. 子供の看護休暇の申し出

休暇を取得しようとする労働者は、以下について申し出なければなりません。

- ① 労働者の氏名
- ② 申し出に係る子供の氏名及び生年月日
- ③ 看護休暇を取得する年月日
- ④ 申し出に係る子供が怪我や病気にかかっている事実

この休暇は、年次有給休暇とは別に与える必要があります。事業主は、その申し出があった場合は拒むことはできません。ただし、この休暇は有給である必要はありません。就業規則などに有給か無給かの区別さえ記入しておけば、運用できます。まずは、制度として就業規則などに「子供の看護休暇制度」を設け、内容を整備して運用していく必要があります。急な連絡となる可能性が高い休暇であることに、充分配慮する必要があります。

◆◇◆ 領収書に関する基礎知識（最終回） ◆◇◆

領収書の保存と税務調査対策について

◆ 領収書は、何のために保存するのですか？

- ① 税金の申告書類
- ② 二重払いの防止
- ③ 権利関係の証明（売買契約により、ある物の所有権が移転する場合に、その売買代金が完済されれば、所有権はすべて買主に移転することになります。領収書は、そのことの証明のために重要な意味をもちます。）

◆ 領収書は、何年間保存したらよいのですか？

領収書の保存期間は、税務上は7年、商法上は10年です。会社を経営している場合や個人事業主の方は、7年間保存しておくほとんど問題はありせん。

保存期間は、7年間と長期間になりますが、税務調査が入ったときにきちんとした証拠資料が残っていないために被るかもしれない不利益を考えると、しっかりと保存しておいたほうが安全です。

◆ 領収書を発行した際、その控えを残すことに、どのような意味がありますか？

収入金額は、税務調査の最重要項目です。収入金額については、帳簿に記載されるのは当然ですが、領収書の控えを残すことで、帳簿との照合が容易かつ明確になります。

◆ 領収書の連番は何か意味があるのですか？

連番の途中で番号が飛んでいる部分があると、その部分について、収入があったのにもかかわらず、計上漏れなどの不正な処理がなされたのではないかと、税務調査の時に疑いをもたれる可能性があります。

書き損じた場合でもその控えは捨てないで保存しておき、連番が飛んでいる理由がすぐ分かるようにしておく必要があります。

税務調査において、領収書は重要な書類となります。しかし、税務調査は形式的に書類が整っているかを調査されるのではなく、外見上は問題がないように見える経理が、真に正しいものであるかどうかを調査するものなのです。

ですから領収書がなくても、例えば相手からの支払いが銀行振込みだった場合でも、通帳等にその旨の記載があれば、それが領収書に代わるものになります。

